

民生委員・児童委員は 地域の身近な相談相手です！

(民生委員・児童委員とは)

地域の身近な相談相手として活動する「民生委員・児童委員」。名前を聞いたことがあっても、具体的な活動についてはあまり知られていないかもしれません。

民生委員・児童委員は、「民生委員法」と「児童福祉法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員であり、ボランティアとして活動しています。任期は3年で、本村では各地区から推薦されて18名の方がこの役割を担っています。

また、民生委員の中でも、特に子ども・子育てに関する支援を専門とする「主任児童委員」は、地域の子どもたちとその家族を支える重要な役割を果たしています。

(地域の福祉をサポートする民生委員・児童委員)

民生委員・児童委員は、訪問活動などを通じて、地域の皆さんが日常生活で抱える困りごとの相談役を務めています。そして、困りごとを抱える人々と、村や相談支援機関をつなぐパイプ役としての役割も果たしています。

このように、民生委員・児童委員は、地域の安心と支え合いを実現するための大切な存在なのです。

(民生委員・児童委員の日々の活動)

・相談相手

地域の皆さんが抱える困りごとについて、相談を受けています。

・見守り役

地域の子ども・子育て世帯や高齢者、障がいのある方などの見守り活動を行っています。

・調査役

地域の中で福祉ニーズや困りごとを抱える人がいないか確認しています。

・広報役

福祉の制度やサービスについて、地域の皆さんにお知らせしています。

・パイプ役

困りごとを抱える人が必要な支援を受けられるよう、村や相談支援機関等へのつなぎ役を担っています。

(民生委員・児童委員にご相談ください)

日々の生活の中での困りごとのある場合は、お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員までお気軽にご相談ください。担当する委員がどなたか分からないときは、村保健福祉課までご連絡ください。

民生委員・児童委員が活動する上で知り得た情報については、任期中だけでなく、退任後も守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。